障害者支援施設のための「危機管理対策」（防犯編）策定の手引き

～不審者等から利用者を守るために～

平成２８年１２月

愛知県健康福祉部障害福祉課

１　「危機管理対策」（防犯編）策定にあたって

（１）　「危機管理対策」（防犯編）策定の背景

　　　　平成28年７月26日、神奈川県相模原市にある障害者支援施設「津久井やまゆり園」に施設の元職員である男が侵入し、多数の入所者、職員を殺傷する大変痛ましい事件が発生しました。

　　　　これまで、基準省令（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」平成18年９月29日厚生労働省令第172号）において、非常災害対策の実施が求められ、非常災害に関する具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難・救出訓練の実施等、各施設において災害対策についての取組が進められてきたところですが、犯罪に対する入所者の安全確保については、十分な対策が講じられてきたとは言えません。

　　　　事件発生を受け国が設置した「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下「検討チーム」という。）の検証では、事件は極めて特異なものとしているところではありますが、このような事件を二度と起こしてはならないという共通認識のもと、今回の事件を踏まえ、利用者の安全確保に向けた防犯に係る取組を進めていくことが求められています。

　　　　また、取組を進めていくにあたっては、地域と一体となった開かれた施設づくりという基本的方向性を変えることはあってはならないものであり、地域住民との連携についても配慮し進めていく必要があります。

（２）　津久井やまゆり園事件における施設の対応状況と再発防止の検討課題（検討チームにおける検証）

　　　 平成28年７月26日に発生した津久井やまゆり園の殺傷事件について、検討チームが平成28年9月14日に発表した「中間とりまとめ」において以下のとおり検証結果及び社会福施設等における点検項目が示されています。

　　ア　施設の対応状況

　　　　警察署からの事前情報をもとに、夜間・休日等における防犯についての注意喚起をする通知を作成し、施設内に周知するとともに、防犯カメラを設置し、緊急時における警察等との連絡体制を確認する等の措置を講じていたが、犯行予告の詳細まで把握していないため、防犯カメラによる常時監視に至らず緊急時であるとの意識が十分に共有されていなかった。

　　イ　検討課題

　　　・職員に対する防犯講習会等の実施等の所内体制の整備

　　　・防犯に係る日常の対応

　　　・不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

　　　・不審者が立ち入った場合の関係機関への連絡・通報体制

　　ウ　社会福祉施設等における点検項目

　　　・所内体制と職員の共通理解

　　　・不審者情報に係る地域や関係機関等の連携

　　　・施設等と利用者の家族の取組み

　　　・地域との協同による防犯意識の醸成

　　　・施設整備面における防犯に係る安全確保　等

（３）　津久井やまゆり園事件に関する検討チーム報告書～再発防止策の提**言～**

　　　　検討チームは事件発生後8回にわたり検討を行い、平成28年12月8日に報告書として再発防止策の提言を行っており、このうち社会福祉施設等における対応として、以下のとおり課題と必要な再発防止策を示しています。

ア　課題

　　　　・地域に開かれた存在であることを基本としてきたが、国・地方公共団体は防犯に係る安全確保策の対策を示してなかった。

　　　　・働く職員が障害者に対する差別意識を持つことなく利用者に寄り添いながら働くことができるよう職員の人材育成、職場環境の確保が重要である。

　　　イ　再発防止策の方向性

　　　　・国、地方公共団体は平成28年9月15日に厚生労働省から発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援することが求められている。

　　　　・権利擁護の視点を含めた職員研修の更なる推進、処遇改善や心の健康管理面の強化等による職場環境の改善を進めて行くべき。

（４）　愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市における対応

　　　　　「やまゆり園」の事件を受けて名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、愛知県が連携して実施した自主点検結果を基に、平成２８年８月から９月の間に愛知県警察の協力を得て現地ヒアリングを実施しました。その結果、防犯規程の整備、防犯対策のための施設、設備整備及び防犯訓練の実施について対応が十分でない施設が多数あることが明らかになりました。また、施設からも訓練の実施及び設備整備等の防犯体制の構築が必要であるとの認識が示されました。

２　「危機管理対策」（防犯編）策定の基本的事項

（１）想定する危害等

　　　　日常起こりうる犯罪を中心に、津久井やまゆり園事件を視野に入れたものを想定し、対策を講ずるものとします。

例：《危害等の種類》　不審者の侵入、投石等建物に対する被害、盗難　等

（２）　「危機管理対策」（防犯編）策定にあたっての基本的な考え方

　　　 策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

　　　・人命の安全確保を最優先したものであること。

　　　・職員の行動の方針を明確にしたものであること。

　　　・夜間等職員が少ない状況において必要な事項が確認できるよう簡潔、明瞭な文書によるものとし、図表等を適宜用いること。

　　　・防犯訓練の結果や警察署の指導・助言を踏まえて、常に点検、見直しを行っていくものであること。

３　策定項目について

1. 日常の安全管理体制

　　　日常の安全管理対策においては、人員体制、訓練等のソフト面と設備面等のハード面とがあります。これらを昼間と夜間における職員体制の違い、施設の規模、入所者の心身の状況等を考慮した職員の役割分担を定めておくことが重要になります。

ア　職員体制

日常的な安全管理に係る点検の実施や出入口等の開閉、来訪者管理や施設内外の巡回、さらに関係機関・団体等の連絡調整など必要な役割分担を行い非常時に備えておくことが重要です。

　○平常時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総括責任者 | 業務区分 | 担当部門 | 任務 |
| 外山浩章 | 体制整備  ・点検 | 責任者  あいら | 1. マニュアル・分担表の整備 |
| 1. 施設・設備・備品の整備 |
| 1. 訓練の実施 |
| 連絡調整 | 責任者  外村敦子 | 1. 警察等の連携 |
| 1. 情報の受発信 |
| 1. 家族との連絡 |
| 来訪者管理 | 責任者  吉村直美 | 1. 受付、受付簿等の管理 |
| 1. 入館証の管理、徹底 |
| 1. 来訪者への声掛けの励行 |
| 巡回監視 | 責任者  竹島リツ子 | * 1. 巡回の実施 |
| 1. 不審物等の発見、処理 |
| 1. 施錠管理 |

イ　職員間の情報共有

　　　　警察、市町村、近隣施設等から犯行予告や不審者情報があった場合、情報の緊急性に応じて施設内での情報共有の範囲と対応を設定しておくことが望まれます。

　　○情報共有レベル表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　　案 | | 周知範囲 | 対　　応 |
| 犯行予告 | 時期、対象が具体的でないもの | 社長、管理者、  スタッフリーダー | 担当職員回覧 |
| 時期、対象に具体性があるもの | 全職員 | スタッフ詰所への掲示  引継ぎ時における確認  ※犯人の特徴、似顔絵等をあわせて掲示する |
| 時期、対象が明確に示されたもの | 全職員  保護者 | スタッフ詰所への掲示  引継ぎ時における確認  保護者への情報提供 |
| 不審者情報 | 市内で確認されたもの | 社長、管理者、  スタッフリーダー | 担当職員回覧 |
| 近隣施設で確認されたもの | 全職員 | スタッフ詰所への掲示 |
| 他施設発生事案 | 障害者施設以外で発生したもの | 社長、管理者  スタッフリーダー | 担当職員回覧 |
| 障害者施設で発生したもの | 全職員 | 職員回覧 |

　　ウ　非常通報装置等の整備、活用方法

緊急時、通報ボタンを押下することで、自動的に110番通報することができる非常通報装置等を整備した場合には、その使用方法、対応要領等を記載し、職員に周知するとともに、緊急時に備えておくことが必要です。

　　エ　防犯対策備品等のリスト

　　　　防犯対策備品等が、どのような防犯効果を持っているのかを正しく把握し、施設や地域の実態を踏まえて整備する必要があります。また、防犯対策のため配備した備品の配置場所、数、使用期限等を記載し、防犯訓練にあわせて点検を行うようにしてください。

　　〇防犯対策備品リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 配置場所 | 数 | 使用期限 |
| 防犯ブザー | 事務所 | ２ | 事務所１　ホール１ |
| スタッフ詰所（１階） | ５ |  |
| スタッフ詰所（２階） |  |  |
| さすまた | 事務所 | 1 |  |
| スタッフ詰所（１階） | ２ |  |
| スタッフ詰所（２階） |  |  |
| 防犯スプレー | 事務所 |  |  |
| スタッフ詰所（１階） |  |  |
| スタッフ詰所（２階） |  |  |

○防犯設備メンテナンス先リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 型式 | 連絡先 | 整備年次 |
| 防犯カメラ |  |  |  |
| 電子錠システム |  |  |  |

　　オ　不審電話、不審物等への対応

　　　　加害を予告するような電話や文書等を収受した場合や、施設内で不審物等を発見した場合には動揺せず、軽視することなく、情報共有を図ることが重要であり、警察等への通報など対応方法を記載します。

　　　　また、策定にあたり地元警察署と調整し「特定通報者登録」に登録することも検討するとともに、登録した場合は登録した電話により速やかな通報ができるよう当該電話機（携帯電話）の設置場所、通報方法について記載し、防犯訓練を通じて職員への周知を図り、適宜見直しを図っていくことが求められます。

カ　利用者一覧

　　　けが人が発生した場合や、入所者が避難をした場合は入所者に関する情報を把握し、最新情報に更新していく必要があります。

　　　また、事件発生後の情報管理や応援職員による支援が円滑に行えるよう、日頃から入所者一覧を準備しておく必要があります。作成した一覧は電子データ及び印字された紙媒体で管理するとともに、事務所と各スタッフ詰所に保管してください。ただし、個人情報保護の観点から、取扱いには十分注意する必要があります。

　　　○利用者一覧　別紙にて保管

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ｴﾘｱ | 氏　名 | 生年月日 | 支援  区分 | 連絡先 | 内服薬 | 注意  事項 | 現 状 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

キ　自主点検

　　　　神奈川県相模原市にある障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した事件の教訓を生かし、常に入所者、職員の安全確保を図っていくためには定期的な防犯訓練を行うとともに、自主点検を行い、施設の状況を確認していく必要があります。　　この項では、別添の自主点検項目（参考）を基に自主点検項目を設定するとともに点検時期、点検実施者を定めてください。

ク　地域の関係機関や住民等との協力体制

　　　　事件が発生した場合、様々な支援が必要となることから、市町村や消防機関、警察署、近隣の社会福祉施設と連携をとり、いざというときに協力を得られる体制を構築しておくことが必要です。

　　　　特に、多くの方が生活をしている障害者支援施設においては、職員だけで速やかな対応をすることは非常に困難を伴うこと、施設が多くの一般住居に隣接しておりその影響が大きいことを地域の関係機関や住民に理解しておいてもらうことが必要です。

　　　　このため、以下のような取組を検討し、地域住民に障害に対する理解を深めていただく取組を進めていくことが望まれます。

　　○　地域への協力要請

　　　　地域との事件発生時における協力関係の確立のため、施設と自治会、ボランティア団体との間で警察署への通報体制や避難方法について情報を共有し、支援が得られるように日頃から相談をしておくことが望まれます。

　　○　地域の社会福祉施設との情報の共有

　　　　不審者情報など犯罪予知につながる情報については、情報を探知した施設に留まることなく、もしもの場合に備える準備を進めていくうえでも地域の社会福祉施設が情報を共有していくことが重要です。日頃から顔の見える関係を構築し、ファクシミリ等を活用した連絡体制を構築しておくことが望まれます。

　 ○　地域の行事への積極的参加

　　　　地域における行事へ積極的に参加するとともに、施設における行事に地域の方々を招待するなど、地域住民の方々との交流や情報交換に努め、施設に対する理解を深めていただくことが必要です。

（２）防犯訓練

　　　　事件発生を受け安全かつ迅速に避難を行うためには、日頃から防犯訓練を通じて十分な対策を講じておくことが必要です。

　　　〇　防犯訓練

　　　　　不審者の侵入、建物に対する被害等により入所者及び職員に危害が及ぶ場合を想定して定期的に防犯訓練を行うことが必要です。実施にあたっては、職員一人ひとりの役割分担を明確にし、迅速かつ安全に行動が取れるよう地元警察署の助言を得て訓練計画を作成し、実施することが求められます。

　　　　また、実施にあたっては、職員の少ない夜間の時間帯を想定した訓練を実施するよう計画していくことが求められます。

　　　　　さらに、訓練結果については必ず記録を残し、訓練結果を踏まえ「危機管理対策」（防犯編）を適宜修正していくことが求められます。

　　　　・防犯訓練実施時期　　　　毎年６月に行うこととし、２年ごとに夜間を想定した訓練を行う

　　　　・訓練参加者、内容　　　　全職員を対象とし、緊急連絡網による伝達訓練及びをあわせて行うとともに、第２配備に基づく参集訓練を実施する

　　　〇　防犯教育の実施

　　　　　十分な知識、技術がない状態で犯人に対峙し、対抗することは適当ではなく、個々の職員が実践的な訓練や研修等により対応力を高めておくことが必要になります。この項では、防犯教育に関する実施方針を記載してください。

　　　　　また、「危機管理対策」（防犯編）で策定した内容の職員への周知方法についても記載してください。

　（３）事件発生時の安全確保

　　　　　事件が発生した場合、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先事項は何かを見極め、応急対策に取り組むなど、冷静な対応を心がける必要があります。

また、事件発生時における業務の優先順位と役割分担を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、あらかじめ職員に周知しておく必要があります。

ア　緊急時の対応

　　　　　事件発生時において、とるべき具体的な行動、優先順位をあらかじめ想定するとともに、訓練結果を踏まえ適宜修正していくことが望まれます。

　　　　○　事件発見時の対応

　　　　　　昼間と夜間では職員の配置体制が異なることから各々連絡体制を設定し、インカムやトランシーバー、防犯ブザー等を用いた通報、連絡体制を確認しておくことが必要です。

　　　　（参考例）

　　　　　　昼間：発見者はスタッフステーションに通報し、通報を受けたスタッフは総括責任者（施設長）にトランシーバーにより通報する。

　　　　　　夜間：携行する防犯ブザーを押釦し、夜間責任者にトランシーバーにより通報する。

　　　　　　　　　　なお、犯人による拘束も想定されることから昼間時において、１人で行動する場合は防犯ブザーを携行するものとする。

〇　不審者の侵入時の対応

　・退去を求めること

|  |  |
| --- | --- |
| 対応 | 留意点 |
| ・正当な理由のない者が施設内に立ち入った場合、他職員に連絡し協力を求める。  ・安全確保のため、一定の距離を保ちながら対応し、退去するよう説得する。  ・退去説得に応じない場合は、不審者として速やかに警察へ通報する。  ・緊急時は、非常通報装置を活用する。 | ・来訪者出入口は限定し、夜間等は施錠するなど、適切に管理する。  ・来訪者は必ず受付を通るよう看板等で表示する。  ・来訪者へのあいさつ、声掛けを励行し、受付を行っていないと思われる来訪者には、要件を訪ねる。  ・退去後も再侵入したり、施設周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらく様子を観察する。 |

・利用者等の安全の確保

|  |  |
| --- | --- |
| 対応 | 留意点 |
| ・利用者等の安全確保を最優先に行動する。  ・周囲に危険を知らせるとともに、椅子、消火器等など身近にあるものを活用し、侵入者の行動を制限する。  ・事件に気付いた他職員は、直ちに施設内外に知らせるとともに、警察等に通報する。 | ・助けを求めるために利用者だけをその場に残して離れることはせず、ブザー、通報装置等を活用し周囲に知らせる。  ・避難が可能な場合は、利用者を遠ざけ、安全な場所に避難させる。  ・できるだけ複数名で対応し、周囲にある椅子、消火器等あらゆるもの活用し、安全を確保する。侵入者を無理に制圧せず、行動・移動を阻止しながら警察の到着を待つ。 |

　　　　・誘導・救護

|  |  |
| --- | --- |
| 対応 | 留意点 |
| ・棟への侵入の危険性が低い場合は、避難場所とし安全の確認と状況を把握する。  ・負傷者がいる場合は、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。  ・情報取集班は、誰がどのような応急処置を受け、どこの医療機関へ搬送したかを記録する。 | ・避難場所は、予め複数箇所を選定しておき、緊急時の状況に応じて安全な場所に決定する。  ・利用者の負傷状況を確認する。また、棟内を巡視し、負傷者が残されていないか確認する。なお、病院に移送する場合は、職員が付き添う。 |

イ　職員体制と役割

役割分担の設定にあたっては、総括責任者を定め、命令権限を一元化するようにしてください。

また、昼間にあっては業務区分に応じた班体制とし、円滑に業務が遂行できる体制を整備していきますが、夜間にあっては対応できる職員が少数となることから、任務を緊急性の高い必要最小限のものとして職員の役割分担を設定してください。

○昼間（緊急時）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 総括責任者 | 業務区分 | 班長 | 班員 | 任務 |
| 外山浩章 | 情報収集 | 竹島リツ子  (副班長)  神谷加代子 | 田中秀弥 | ①現場の確認 |
| ②入所者のけがの確認 |
| ③避難・被害状況のとりまとめ |
| 連絡調整 | 外村敦子  (副班長)  伊達美代子 | 森田倖成 | ①警察、消防への通報 |
| ②関係機関との連絡・調整 |
| ③家族との連絡 |
| 救護・避難誘導 | あいら  (副班長)  まりとに | 梅村浩太朗 | ①現場の安全確保 |
| ②負傷者の救護（エリア別） |
| ③入所者の避難誘導（エリア別） |

○夜間（緊急時）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 責任者 | 業務区分 | 班長 | 班員 | 任務 |
| 外山浩章 | 情報収集  連絡調整 | 外村敦子  (副班長)  竹島リツ子 | 森田倖成 | ①現場の確認 |
| ②入所者のけがの確認 |
| ③警察、消防への通報 |
| ④応援職員の招集 |
| 救護・避難誘導 | あいら  (副班長)  田中秀弥 | 梅村浩太郎 | ①現場の安全確保 |
| ②負傷者の救護 |
| 1. 入所者の避難誘導 |

ウ　職員の非常参集

　　　夜間の事件発生や負傷者が多数の場合、建物に対する被害が甚大な場合は、出勤している職員だけで対応することは困難であることから、職員の参集基準を定め勤務日となっていない職員の参集を求める必要があります。

　　　○参集基準表（参考例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配備体制 | 配備基準 | 対象職員 |
| 第１配備 | 夜間に事件が発生した場合 | 統括責任者又は統括責任者に準ずる者 |
| 第２配備 | 複数の入所者、職員に負傷者が発生した場合 | 統括責任者並びに昼間時体制における班長及び副班長 |
| 第３配備 | 入所者、職員に死傷者が発生した場合 | 全職員 |

エ　避難計画

　　　　　事件発生に伴い、通所者の安全を確保するため、安全な場所に避難することが重要です。しかしながら、犯人がどこに侵入してくるのか、建物被害がどこに生ずるかの予測を立てることは困難です。このため、避難場所を複数箇所設定するとともに、事件の段階に応じた対応を検討していく必要があります。

　　　　〇　居室における安全確保（事件発生段階）

　　　　　支援の単位（ユニット）ごとの安全確保手順を設定していきます。

　　　　　（参考例）

　　　　　①不審者の侵入、けが、居室の損壊がない入所者には、声掛けのうえ自室待機を要請する

* 1. 自室待機が困難な入所者は通路の損壊がないことを確認のうえ事務室に移動のうえ、職員が寄り添い警察官の到着を待つ

　　　　　③けが人がある場合は応急措置を行い、移動が可能な入所者は寝台室に移動のうえ、職員が寄り添い救急隊員の到着を待つ

　　　　〇　食堂等共有スペースへの避難（救助段階）

　警察官、救急隊員到着後の避難手順を設定します。

　　　　　①自室待機が困難な通所者を寝台室から食堂へ移動

　　　　　　※他のユニット職員と調整し、必ず職員１名は食堂に常駐すること

　　　　　②救急隊員に協力し、けが人を搬出

　　　　　　※複数のけが人が発生した場合は、トリアージスペースを寝台室に確保する

　　　　　③自室待機の入所者を食堂に誘導

　　　　　④召集を受けた職員が、備蓄飲料水、食糧を食堂に搬入し、避難所の環境整備を行う

　　　　〇　他施設への避難

　　　　　　施設での通所者支援を継続することが困難な場合の避難手順を設定します。なお、「非常災害対策計画」において避難方法が設定されている場合は、当該計画を準用し、設定してくだい。

　　　　　①避難手段の確認と確保

　　　　　②通所の状態に応じた避難順の設定

　　　　　③避難開始

（４）　緊急連絡網

　　　　事件発生時には、職員間及び外部への連絡が必要となります。

　　　　特に、夜間休日に事件が発生した場合、速やかに警察へ通報を行うとともに、職員を招集できるよう連絡体制を整備しておく必要があります。

　　　　なお、状況によっては電話が利用できない場合も想定されることから、携帯電話の活用や、非常用サイレンを鳴動させ近隣住民から警察署へ通報を行ってもらうなど確実に外部（警察）へ緊急事態を通報する手段を確保しておいてください。

　　　　また、近隣施設との不審者情報の共有は日常の危機管理には欠かせないものであることから、近隣施設との連絡体制、連絡方法をあらかじめ定めておいてください。

　　ア　職員間の連絡体制

　　　　事件発生時に職員間での情報共有が図られるよう緊急連絡網や緊急連絡系統図を作成し、各職員が携帯するほか、スタッフス詰所に掲示又は保管しておいてください。

　　　　なお、非常災害対策計画に基づく緊急連絡網や緊急連絡系統図と同一の場合は、改めて作成する必要はなく、既存の連絡網等を活用してください。

　　○連絡先等一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 自宅電話 | 携帯電話 | メールアドレス | 通勤手段・時間 |
| 代表 | 外山浩章 |  |  |  | 車・15分 |
| 児発管 | 外村敦子 |  |  |  | 車・25分 |
| 主管 | あいら |  |  |  | 車・5分 |

　　○緊急連絡系統図

田中秀弥

竹島リツ子

施設長　あいら

(統括)外山

梅村浩太朗

神谷加代子

責任者　外村

富士松交番

0566-22-0110

森田倖成

伊達美代子

イ　関係機関との連絡体制

　　　　事件発生時の対応を円滑に進めていくため、連絡先及び連絡事項を整理しておくことが望まれます。

　　　　また、緊急時の連絡体制を構築するため、警察等関係機関に対し、昼夜間時の施設責任者の氏名、連絡先等を知らせておくことが望まれます。

○防犯関係連絡先等一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時　点 | 連絡事項 | 連絡先 | |
| 事件発生 | ・事件の種類  ・施設名及び所在地  ・犯人の状況  （人数、身体特徴、凶器の有無、逃走方向、逃走手段等）  ・けが人の有無 | 警察 | １１０ |
| ・事件の種類  ・施設名及び所在地  ・けが人の数及び程度 | 刈谷消防署 | １１９ |
| 【事件の概要（速報・報告書）】 | 刈谷市役所  　障害福祉課 | 0566-62-1208  内線 |
| 【事件の概要（速報・報告書）】 | 愛知県庁  　障害福祉課 | 052-954-6317  　内線□□□ |
| 平常時 | 【防犯訓練への立会】  【防犯相談】 | 刈谷警察署  　生活安全課 |  |
| 【救急法】 | 刈谷消防署  　予防課 |  |
| 【障害福祉サービス報酬】 | 刈谷市役所  　障害福祉課 | 0566-62-1208  内線 |
| 【事業所指定・運営】 | 愛知県庁  　障害福祉課 | 052-954-6317  　内線 |

　ウ　近隣施設との連絡体制

　　　　速やかな連絡がとれるよう一覧表を作成しておきます。

　　　○近隣施設一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | ＦＡＸ番号 | 電話番号 | 担当者 |
| 富士松交番 |  | 056-22-0110 |  |

４　参考資料

　　自主点検項目の設定にあたっては以下の通知を参考にしてください。

（１）「障害者支援施設の安全管理体制に係る調査等について」

（平成28年７月28日　愛知県健康福祉部障害福祉課長通知）

　　　別添１（省略）

（２）「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」

　　　（平成28年９月15日　厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長始め４課長通知）

　　　別添２（省略）